

議案第 4 号

農地法第 3 条の規定に基づく別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号及び同法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、下記のとおり別段の面積（下限面積）を定めたいので、農業委員会の議決を求める。

記

1. 別段の面積と区域の設定

| 区 域 | 別段の面積（下限面積） |
|--------------------------|----------------------------|
| 南種子町全域 | 20 a |
| 南種子町空き家バンクに登録した宅地に接続する農地 | 0.01 a (1 m ²) |

2. 設定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

令和 4 年 3 月 24 日

南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子